

幼稚園教諭免許状の授与に関する期限付き特例について

〈令和5年度版〉

茨城県教育庁学校教育部教育改革課人材育成担当
茨城県水戸市笠原町978-6 〒310-8588
電話029-301-5274 / FAX029-301-5285

幼稚園教諭免許状の授与に関する期限付き特例（免許法附則第18項）

当初：〔平成32（2020）年3月31日まで〕 5年間延長

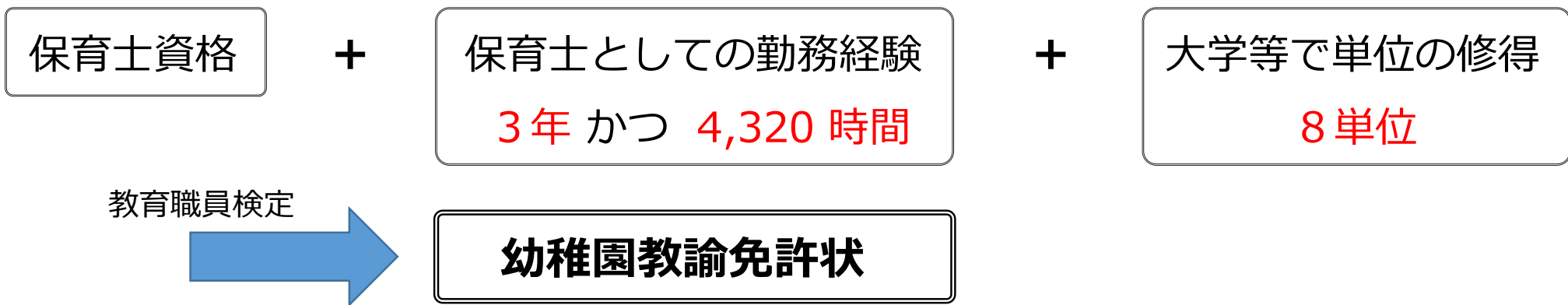


現在：〔令和7（2025）年3月31日まで〕

「幼保連携型認定こども園」では、保育士の資格と幼稚園教諭免許の両方が必要だが、

<延長される特例措置>

- ◆保育士資格と幼稚園教諭免許のいずれか一方しか持たない者のため、一方の資格のみの保有者も保育教諭等になれる特例措置
- ◆一方の実務経験を有する者に対する保育士資格、幼稚園教諭免許授与の期限付き特例措置



<実務として認められる施設>

1 以下の施設の保育士

- a 認可保育所 b 認定こども園 c 国公立の認可外保育施設 d へき地保育所
- e 幼稚園併設型認可外保育施設 f 地域型保育事業として認可された小規模保育事業を行う施設（A型・B型）
- g 地域型保育事業として認可された事業所内保育事業を行う施設（利用定員が6名以上）
- h 「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設（満たしていることについて知事から証明書の交付を受けているもの）

※ c～hは、専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く。

※ f, gの実務経験は、平成27年4月1日以降のものが有効

※ hの実務経験は認可外指導監督基準を満たす証明を受けた日以降のものが有効

2 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）で専ら幼児の保育に従事する職員

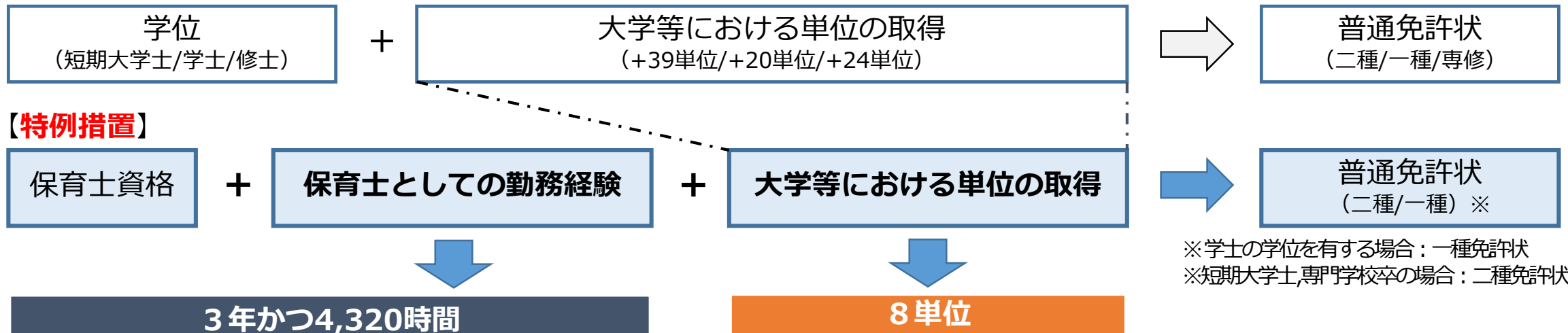
3 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員

幼稚園免許状授与の所要資格の特例①

〔目的〕

○ 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。（※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%）

【通例：大学等の教職員過程を履修して免許状を取得する場合】



※学士の学位を有する場合：一種免許状
 ※短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

3年かつ4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。
 認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔マルケマール〕
 ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
 ②小学校就学前の幼児を対象としていること
 ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
 ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

- 8単位**
- (8単位の内訳)
- ・保育内容の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）
 - ・教育の方法及び技術（同上）
 - ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
 - ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
 - ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム、マネジメントを含む。）
 - ・幼児理解の理論及び方法
- } 2単位
 2単位
 2単位
 1単位
 1単位

幼稚園免許状授与の所要資格の特例②

| 取得可能な免許状の種類 | | 特例の要件 (共通) | 通例の要件 | | |
|--------------|-------------------------------------|---|---------------|----|----|
| | | | 一種 | 二種 | |
| 教養 | 日本国憲法(※1)、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作科目 | — (※1) | 8 | 8 | |
| 教科及び教職に関する科目 | 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | 領域に関する専門的事項 | — | 16 | 12 |
| | 保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。) | 2 (※2) | | | |
| | 教育の基礎的理解に関する科目 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | — | 10 | 6 |
| | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) | 2 | | |
| | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | 2 (※1) | | |
| | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程 | — | | |
| | | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | — | | |
| | | 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) | 1 | | |
| | 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | 教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) | 2 (※2) | 4 | 4 |
| | | 幼児理解の理論及び方法 | 1 | | |
| | | 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法 | — | | |
| | 教育実践に関する科目 | 教育実習 | — | 5 | 5 |
| 教職実践演習 | | — | 2 | 2 | |
| 大学が独自に設定する科目 | | — | 14 | 2 | |
| 合計単位数 | | 8 (※2) | 59 | 39 | |

※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修に当たっては、日本国憲法（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて2単位を修得。